

Ⅱ個別意見

財団法人 16 法人及び社団法人 2 法人について公益法人別に監査結果と意見を記載する。監査対象となった財団法人、社団法人について財務諸表分析及び現地訪問調査結果の報告、問題点の指摘、改善提案である。

1. (財)愛媛県廃棄物処理センター

(1)事業内容と経営実態

愛媛県(25%)及び東予地区 5 市町他の自治体及び民間団体が出捐(10 百万円)して、循環型社会のモデル施設として公営企業に準ずる法人形態として平成 5 年 9 月に財団法人を設立した。このような施設は全国でも 12 施設が稼働(平成 21 年 3 月 1 日時点)しており、国も注目しているようであるが、補助金等による国の経営支援はない。

(独立採算困難)

独立採算を想定して事業をスタートした為基本財産は 10 百万円と少ない。事業化計画が甘く、結果として開業後採算がとれず、運転資金不足による借入金が増加の一途をたどった(*)。設立の経緯、事業責任、運営費補助金、資金援助の実態から見て事実上の公営企業であり、公営企業に求められる独立採算原則に反している。

(*)資料編 2. 財務データ参照

(経営管理者)

県庁職員が経営及び事務管理を行っている。その実態は以下のとおり。

- ①本店所在地は県庁内である。県庁担当課内に独立した事務所は無く、担当課の机上で事務作業を兼務している。電話登録も県庁内担当課である。
- ②事務局長及び出納員も県庁職員である。
- ③専務理事は県民環境部長である。理事長は民間会社の会長であるが、原則として年 2 回の定例理事会(予算、決算承認)しか出席せず、名目上の理事長と考えられる。
- ④事業所(廃棄物処理センター)は新居浜市に所在し、事業所の運転管理は外部業者に委託している。

(2) 事業継続の問題点

(財)愛媛県廃棄物処理センターは平成5年に設立し、平成12年から20年間稼働する計画である。出資法人改革プランによると、廃棄物センターの見直しの方向性は「経営改善を行いつつ存続」とされているが、過去の事業実績から推測して事業継続は困難と考えられる。

一方、平成20年12月1日から公益法人制度改革がスタートしているが、次の2点から公益認定は難しく、一般財団法人への転換も困難と思われる。

- ・債務超過であること。
- ・事業の公益性が不明であること。(環境省の見解待ち)

事業の継続は、県の補助金支出(建設償還金の1/3)を継続することを意味する。

公営企業独立採算の理念に反し、県財政への悪影響が予想される。

(最低純資産額規制による困難性)

新公益法人制度において、一般財団法人は、2期連続して純資産額が300万円未満となった場合は、300万円未満となった2期目の事業年度に関する定時評議員会終結の時に解散するとされている。

当財団は平成15年3月末より債務超過(純資産額がマイナス)であり、一般財団法人へ移行するにしても現状のままではこの法令により解散せざるを得ない。債務超過から脱却するには債務超過金額相当の追加出えん金を拠出し、その後の損益を黒字にしなければ、財団法人として存続できない。また、今後は、設備を維持するために、より多額の設備投資資金や修繕費が必要となることも考えられる。(次表参照)

修繕の実績 (百万円)	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度見込
需用費・施設修繕費	2	65	165	116	148	84	84	82
工事費(大規模工事費)	79	64	21	27	115	50	0	3
合計	82	128	186	143	264	134	84	85

正味財産(債務超過)の推移

(百万円)

	H15.3	H16.3	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3
正味財産増減額	△226	△269	△223	△182	△159	△187
正味財産残高	△56	△326	△548	△740	△899	△1,085

(3) 県貸付金の回収可能性

① 県の補助金

県は金融機関の一部に対して『経営指導念書』を提出しており、実質的な債務保証を行っていると考えられる。現在の経営状況から財団法人に返済能力がないことは、決算実態から見て明らかである。平成15年度の包括外部監査において回収困難な貸付制度をやめて、事実上の公営企業として事業を継続する以上は貸付金支出を補助金支出に制度変更すべき旨の報告を行った。県は、従前の運営補助金に加え平成17年度より長期借入金返済額の3分の1を補助金として支出することとしており、その推移は下表のとおり年々増加の一途である。

② 短期借入金(県の貸付金)

加えて、県からの貸付金(センターの貸借対照表では短期借入金、下表B)も増え続けて8年間で16億円(年平均2億円)に上る。

結局、金融機関からの長期借入金の返済額(8年間で21億円)は、8年間の補助金5億円と短期借入金16億円に相当し、実質的に県が負担している。

短期借入金は、毎年3月31日に銀行から借入して4月1日に返済し、4月1日から3月31日までは県から借入している。自己資金による返済は困難であるため、実質的に県からの長期借入金である。当然に県は貸付金として決算しているが、回収困難債権を一時的に金融機関借入金として財団に処理させていることは、不適切な会計処理である。期末前後2日間の支払利息(134千円)も不必要な支出である。

(補助金及び短期借入金の推移と銀行借入金返済額の肩代わりの実態)

(百万円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	8年間累計
県補助金 支出 A	14	19	34	30	35	126	129	130	517
県貸付金 増加 B	371	196	163	250	180	144	162	140	1,606
県負担額 C(A+B)	385	215	197	280	215	270	291	270	2,123
短期借入 金残高 D	371	567	730	980	1,160	1,304	1,466	1,606	

Dは期末日のみ銀行短期借入金となるが、実態は県の長期貸付金であり、返済困難である。

長期借入金の返済は次の通りであり、上表の県負担額(C)と累計で概ね一致する。

日本政策 投資銀行	0	100	183	220	220	220	220	220	1,383
市中銀行	81	97	97	97	97	97	97	97	761
元金返済 合計	81	198	281	317	317	317	317	317	2,145

金融機関に対する長期借入金返済は、県が肩代わりしていたことを意味する。

事業継続するならば、長期借入金残高2,904百万円(H20.3.31)の返済資金が必要。

(4) 決算書レビューメモ

(正味財産増減計算書)

- ①需用費509百万円、役務費49百万円、委託料221百万円の内容が分からない。内容を示す科目で表示すべきである。
- ②事業所では燃料を多く使うが、燃料費の金額が不明である。科目を設けて表示すべきである。
- ③予算作成用の収支明細(資料編・収支データ参照)はわかりやすい。決算書は言語であり、わかり易いのが一番である。(資料参照)

(貸借対照表)

短期借入金1,606百万円(H20.3.31)は毎年増加しており、短期に返済できない実態から見て長期借入金として表示すべきである。

県からの借入は年度末(3月末)のみ、銀行借入に肩代わりされる。

形式は短期借入であるが毎年増加しており、実態は返済困難な長期借入である。

1、廃棄物センターの借入金増減明細 (百万円)

	H15.3	H16.3	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3
短期借入金	730	980	1,160	1,304	1,466	1,606
愛媛県	730	980	1,160	1,304	1,466	1,506
伊予・愛媛銀行	0	0	0	0	0	100
長期借入金	4,489	4,172	3,855	3,538	3,220	2,904
愛媛銀行	819	770	722	673	624	576
伊予銀行	819	770	722	673	624	576
日本政策投資銀行	2,851	2,632	2,411	2,192	1,972	1,752

(財産目録)

収入金 74百万円、未払金 106百万円の内訳を表示すべきである。

(収支計算書)

次期繰越収支差額の明細注記がない。

次期繰越収支差額の明細 (単位:百万円)

貸借対照表より	前年度末	当年度末
現金預金	16	15
未収入金	93	75
流動資産 計A	109	90
未払金	105	106
預り金	0	0
流動負債 計B	105	106
繰越収支差額 (A-B)	4	-16

繰越収支差額は運転資金残高を意味し、マイナスは異常である。未収入金(75百万円)を回収して、現金化しても未払金(106百万円)を支払えないことを意味している。資金不足は県からの借入金増加とならざるを得ない。県にとって回収困難債権の増加である。

(5) 監査意見

1) 期末短期借入金の処理は不適切

①短期借入金残高1,606百万円は県からの借入金を、期末日前後2日間(3月31日から4月1日)のみ銀行借入金に肩代わりさせたものである。この結果、県の会計において財団に対する貸付金は毎年返済されたことになっているが、実体は返済困難な長期借入金(県の長期貸付金)であり、実体に照らして貸借対照表上は、長期借入金に含めて表示すべきである。

②県は、センター支援として、このような短期貸付による処理を行うのではなく、長期の貸付を検討すべきである。そうすれば、これまでの処理のような2日間の支払利息は不要となる。

2) 現状の運営では公益法人の存続は困難

(事業の廃止と財団の解散)

これ以上の経営改善策がなく、このような経営状況が続くのであれば、実質的に県の直営事業である廃棄物処理事業は廃止に向けて検討すべきである。

なお、特例民法法人として存続できる期限内(H25.11.30まで)に事業・設備の譲渡や事業廃止の方向性を決めなければならない。

(借入金の返済)

これまでの経営状態が続けば、県の貸付金(短期借入金、19年度末1,606百万円)は回収困難であり、金融機関からの長期借入金(19年度末2,904百万円)は、(経営指導念書の解釈にもよるが)県が返済を要する可能性が高い。

(廃止する場合の検討すべき課題)

- ①施設の共有者であり、最大の利用者である東予地区自治体の了解
- ②債務の整理方法
- ③解体撤去費用の負担
- ④外注業者への事業打ち切りの通知と合意
外注先では従業員の転職・退職が必要となる。
- ⑤その他取引業者への周知
- ⑥余熱を利用した風呂事業の民間譲渡又は廃業の検討。

3)収入増加に向けた取組計画

全国的にも数少ない高度処理施設である特色を活かし、「通常の焼却や埋立てではできない処理困難物(低濃度 PCB 汚染物焼却など)を中心とした民間の産業廃棄物の処理」を加味した経営へのシフトを計画中であり、具現化すればキャッシュフロー及び損益の改善が見込まれる。

2. (財) えひめ女性財団

(1) 基本財産と運用益

(百万円)

	財産額	運用益	利回り	
基本財産	1,000	15	1.50%	国債 500, 地方債 500
特定資産	21	0	0.00%	普通
計	1,021	15	1.47%	
5%で運用した場合		51	増加額	36

基本財産の有効的な運用ができていない。

財団法人は基本財産の運用益を利用して(運用益の範囲で)事業を行うように作られた法人である。

女性財団の基本財産は10億円で、その運用は14百万円、利回り1.4%である。運用は主とし10年満期の利付き国債・公債である。

毎月配当型の投資信託から運用先を選択すれば5%の運用益を期待できる。運用方針を決めれば運用先を選択することは困難ではない。補助金や委託費の予算を獲得する作業に比べれば運用先選択の方が容易かつ手間が少ない。

(2) 愛媛県女性総合センターの利用状況

平成15年度の包括外部監査でも指摘したが、利用率が低いところの改善がなされていない。特に次の利用率が低い。

日数別：各部屋の日数による稼働率

平成19年度 利用日数が3分の1未満の施設は次のとおり

	日数		稼働率
	開館	利用	
視聴覚室	295	40	13.6%
茶室	295	96	32.5%
円卓会議室	295	62	21.0%
合計	885	198	22.4%

公設公営から民営の指定管理者として意識改革が必要と考える。

なぜ利用率が低いのか、どのようにすれば活用していただけるのかを考え、インターネット配信、松山市と共同でPR、愛媛CATVで地域情報発信など広報活動を積極的に行って成果を出していただきたい。

(ニューメディアルーム(109 平方メートル)の設備未撤去)

平成 15 年度包括外部監査でも指摘している。利用していない設備(*)が部屋の一角を占拠している。撤去して部屋を活用すべきである。

指定管理者制度に移行しているため、愛媛県と指定管理者の双方が、この部屋の利用促進を共通認識し、施設改善することが必要であるとする。

(*)ビデオデッキは S62 年 11 月当センター竣工時から設置されている AV システムに組み込みのもの(建物付属設備)

(3) 決算書レビューメモ

(財務諸表に対する注記)

- ①満期保有目的債権の注記は、有価証券の種類・銘柄の内訳記載が必要。
- ②受取補助金64百万円の明細注記がない。
- ③県からの収入は明細を記載すべきである。

(財産目録)

特定資産の運用資産を具体的に記載すべきである。

(財務諸表の様式)

平成 19 年度決算書から新会計基準(平成 16 年版)に準拠している。

特定資産のうち、「資金運用基金」3 百万円(普通預金)は、目的のある特定資産ではなく流動資産に表示すべきと考える。

(4) 監査意見

愛媛県女性総合センターは松山市男女共同参画推進センターと共同利用する方を講ずることにより、事業の効率性及び施設の有効活用を図るべきである。

視聴覚室(146 m²)は設備が陳腐化している。古くなった低稼働設備を撤去してビデオや DVD 上映のミニシアターとして利用、セミナー教室(プロジェクター利用)として利用する等の設備工夫並びに活用を PR すれば利用価値が高まると考えられる。

茶室は本格的であるので、生涯学習メニューを取り入れるなど、学校茶道、民間活用など PR 活動をすれば利用が広まると考えられる。

3. (財)伊方原子力広報センター

(1) 基本財産及び出捐団体

愛媛県、伊方町、四国電力の3団体が3分の1ずつ出捐(各2百万円)をして6百万円で設立。財団は基本財産の運用益で事業経費を賄うのが建前であるが、6百万円では運用益は微々たるもので事業を行えない。基本財産の運用益を当てにする必要がないため基本財産を最小限にして法人を設立したと考えられる。その理由は次に記載のとおり、事業費を賄うに足る収入が地方自治体(県、伊方町)及び四国電力から収受できる前提があるからである。

(2) 事業の収支状況

事業費用は56百万円、財源は県(27.6百万円)及び町(8.6百万円)からの受託収入36百万円(国費*)及び四国電力からの寄附金20百万円合計56百万円である。この数値は近年似たようなものである。

当広報センターの事業活動は、関係機関と連携を図りながら、原子力に関する理解と知識の普及・啓発を目指すものである。

収支の状況から見ると県は事実上経費を支出していない。人事の関与は次のとおりである。

役職員の県関係は、常務理事1名(県OB、常勤)、職員は常勤4名のうち県派遣はなく、事務局長1名は町派遣である。

(*)自治体の財源は国(資源エネルギー庁・広報・安全等対策交付金)からの交付金である。

(3) 財政調整積立預金

特定資産に計上されている「財政調整積立預金」45百万円は使用目的が明らかでない為、特定資産とはいえず、「その他の固定資産」に計上すべきである。

正味財産56百万円のうち、基本財産は6百万円であるから、50百万円は剰余金と考えられる。その主たるものが、財政調整積立金といえる。公益法人として剰余金が生じていることは、事業資金を受け入れたが、公益事業支出が少なかったことを意味する。

新会計基準(平成16年)では、指定正味財産を区分し、その増減を表示することが改正ポイントのひとつである。指定正味財産はゼロで表示されているが、基本財産6百万円は指定正味財産として表示すべきである。

(4) 他地域における原子力広報の実施方法

原子力広報の実施方法についての調査

関係道県名	県	委託	委託団体名	備考（広報施設名等）
北海道	○			北海道原子力環境センター
青森県	○			県設置の広報施設なし
宮城県	○			宮城県原子力センター
福島県		○	財団法人福島県原子力広報協会	福島県原子力センター
茨城県		○	社団法人茨城原子力協議会	原子力科学館
新潟県		○	財団法人柏崎原子力広報センター	柏崎原子力広報センター
石川県		○	財団法人能登原子力センター	能登原子力センター
福井県		○	財団法人福井原子力センター	福井原子力センター
静岡県	○	○	御前崎市	静岡県原子力広報研修センター
島根県	○			島根県原子力環境センター
愛媛県		○	財団法人伊方原子力広報センター	愛媛県伊方原子力広報センター
佐賀県	○			県設置の広報施設なし
鹿児島県	○			鹿児島県環境放射線監視センター

県機関で実施は7県(道)、委託で実施は6県である。

県機関で実施しているところが意外と多く、財団のない地域もある。

また、静岡県のように御前崎市に委託しているところもある。

(5) 監査意見

財団の運営実態を見ると、組織人事では理事長(伊方町長)の人事権の元に経営が行われており、地元の伊方町が事務職員派遣を通じて業務を支援している状態である。なお施設は県が区分所有している。

財政的には県と町からの事業受託収入及び出捐団体からの寄附金を財源としてその範囲で事業を行っているが、四国電力の発電所広報組織としては、伊方ビジターズハウスがその役割を十分に果たしていると考えられる。広報施設も伊方ビジターズハウスのほうが優れており、伊方原子力広報センターの施設は老朽化して魅力に乏しい。

結論として、当財団は、電力事業者とは別の立場から事業を実施し、伊方町民はもとより県民の理解促進を図っており、当該地域に必要な存在となっている。事業内容をさらに充実させていくことが望ましいと考える。

4. (財) えひめ産業振興財団

(1) 決算書が複雑・不明瞭である

平成19年度決算報告書は(事業報告書部分を除いて)125頁に上る。分厚いことが分かりにくさの原因であり、執行部も決算内容を理解し難いと思われる。

会計区分は14会計である。14団体見るくらいの覚悟で決算書を見なければならない。決算書は羅列的であり、分かりづらい。部門編成や会計区分に問題があり、わかりやすい科目表示など工夫が必要である。縦割り行政の悪癖が反映されていると見受けられる。

(貸借対照表と財産目録)

- ・貸借対照表総括表の事業部別基本財産の金額と財産目録の分類名称が不一致である。
- ・貸借対照表総括表の特定資産の14会計区分と財産目録の特定資産の科目とが対応していない。
- ・特定資産であるからには、特定資産の科目名にその目的を付さなければならないが、名称のついていない科目があり、特定しているとは言い難い。経営方針、資金使途を明らかにして目的を示す科目で計上しなければならない。

例) 特定資産に計上されている次の科目は事業目的を示す名称がついていない。

有価証券引当預金 4百万円

定期預金 600百万円

目的の付されていない科目は「特定資産」に計上できない。「その他の固定資産」であり遊休資産の計算に含まれる。

特別会計を設けている以上財産目録も会計別に作成できるはずであるから、貸借対照表総括表と同じく財産目録総括表を作成することが望ましい。総資産104億円の大きな財産であるから、14の会計部門別に一覧表示(総括表)を作成する必要がある。これがなければ監事の監査にも差し支えると考えられる。

(2) 基本財産及び特定資産の運用益

(百万円)

	財産額	運用益	利回り	
基本財産	2,519	37	1.5%	定期 90、国債 2,279、都債 150 定期 804、地方債 4,278
特定資産	5,082	29	0.6%	
計	7,601	66	0.9%	
5%で運用した場合		380	増加額	314
8%で運用した場合		608	増加額	542

基本財産は主として10年利付国債と東京都債で運用しているため、1.5%の運用益である。特定資産のうち40億円は地方債で運用しているが、期の途中からの運用のためか利回りが低い。

毎月配当の投資信託で運用すれば少なくとも5%以上の利回りは確保できる。基準価格が大幅に下落している現状において、分散投資すれば元本リスクは低いと考えられる。76億円に対して8%運用ならば6億円の運用益となり、約5.4億円の運用益増加が見込める。

平成19年度の県からの補助金収入が5.8億円であるから、補助金の財政支出をゼロに近づける効果がある。なお、この補助金の一部39,431千円は県派遣職員5名分の人件費補助であり、法人の独立性から管理職の派遣は好ましくない。

本来、財団法人は基本財産からの運用益の確保を努力し、運用益で事業を行うことを建前としている。基本財産は処分しないことが前提であるから、長期的に運用益を確保することを基本方針とすべきであり、価格変動をリスクと捉えるべきではない。価格変動は外的要因であり、短期的思考におけるリスクにすぎない。短期運用と長期運用を混同して(区別せずに)判断してはならない。

(3) 監査意見

当財団は、基本財産25億円、負債総額76億円であり事業部制により多角的な事業を営んでいる。

事業部は3事業部に分かれており、県庁の統制組織同様、縦割組織により独立した経営を行っているように見える。なお、多額の債権があり回収可能性につき検討課題が見受けられる。

冒頭に記載した通り14の会計単位に分割され、決算書が大部であるため十分に監査することができなかった。今後、時間をかけて実態把握に取り組む必要があると思われるため、監査意見は一部に留め置く。

- 1) 多額の財産が有効に運用されておらず、財団法人の基本認識が不足している。即ち、財団法人は基本財産の有効運用を図り、運用益の範囲で事業を実施すべきである。多額の基本財産(25億円)を有しておりこれ以上県の補助に頼るべきではない。
- 2) 使用目的が明らかでない資金を特定資産(2科目、604百万円)に計上しているが、その他の固定資産とすべきであり、遊休資産とみなされる。
- 3) 会計区分に対応した財産目録を作成する必要がある。貸借対照表との整合性を図ること。
- 4) 貸付債権(リース債権を含む)の回収につき管理責任を明確にして内部統制を整備すること。
- 5) 派遣職員(派遣5名、兼務9名)の人件費補助は、39,431千円(派遣5名分のみ)である。公益法人自治の観点から管理職の派遣は中止すべきである。現状は県経済労働部・産業支援局の出先機関に等しいとも言える。

5. (財)松山観光コンベンション協会

(1) 法人概要

協会は松山市包括外部監査の指摘を受けて、平成 17 年 4 月に財団法人松山コンベンションビューローと松山市外郭任意団体の松山市観光協会が統合してできた法人である。事業はコンベンション事業と松山市観光及び物産事業である。県下全域のコンベンション誘致を謳っているが施設の充実度から松山市に集中している。

愛媛県の出捐額は 150 百万円(28.8%)であるが県は補助金等の支出をしておらず、財政的には松山市の出捐(48%)並びに補助・委託を受けている外郭公益法人である。

なお、松山市の外郭公益法人である(財)松山観光コンベンション協会は県出資法人改革プランから除外してもよい。

(2) 基本財産の運用

(百万円)

	財産額	運用益	利回り	
基本財産	521	4	0.7%	定期 121、有価証券 400
特定資産	14	0	0.0%	定期 11、普通 3
計	535	4	0.7%	
5%で運用した場合		27	増加額	23

財団法人の本来的性質に立ち返り、基本財産の運用を変更する(例えば毎月配当型投資信託への運用)ことにより5%以上の運用益を得る努力が望ましい。

(3) 決算書レビューメモ

全体的に現行の公益法人会計基準(平成 16 年版)に準拠していない。

(財産目録)

基本財産の投資有価証券400百万円の明細がない。

未収金の明細はあるが、未払金48百万円の明細がない。

(注記事項の不備)

「財務諸表に対する注記」がない。

(収支計算書)

3 区分表示(事業動収支・投資動収支・財務活動収支)になっていない。

繰越収支差額の注記がない。注記例は次のとおりである。

(千円)

科 目	当年度末	前年度末
現金預金	26,283	43,091
未収入金	39,659	52,525
流動資産 計A	65,942	95,616
未払金	47,934	74,549
預り金	0	35
流動負債 計B	47,934	74,584
繰越収支差額(A-B)	18,008	21,032

(4) 監査意見

- 1) 決算書が公益法人会計基準(平成16年版)に準拠しておらず、不備が目立つ。
- 2) 基本財産の運用益を増やし、多額の資金を有効活用すること。
- 3) 松山市観光の発展のためにも(社)愛媛県観光協会の観光事業との協働を検討されたい。

既にコンベンション誘致事業は当財団法人を通じて松山市と県が協力しており、愛媛県の観光推進事業は県都である松山市の観光と密接に関連するものであり、県と松山市が(財)松山観光コンベンション協会を通じて事業を推進することにより松山市の観光事業にも効果を及ぼすものと考えられる。

6. (財)愛媛県国際交流協会

(1)資金運用

(百万円)

	財産額	運用益	利回り	
基本財産	1,500	22	1.50%	国債・地方債
特定資産	21	0	0.10%	定期
計	1,521	22	1.50%	
5%で運用した場合		76	増加額	54

例えば、毎月配当型投資信託のうち、5%以上の利回りに投資すれば、54百万円の事業資金増加が見込まれる。その結果、使用可能な事業費が増額することも可能となり、国際交流事業をさらに深めることができる。

(2)会計処理

特定資産として認められないもの

財務調整引当預金8,956千円は目的が明らかでない余剰資金(定期預金で運用)であり、その他の固定資産が妥当と考える。

(3)松山市との協働

外国人並びに市民にとって、国際交流の機関は1カ所のほうが効率的でありがたい。県の事業は経済労働部国際交流課で行い、市民活動は、松山市の国際交流機関へ委託又は市と協働で行うことが望ましいと考える。

(4)監査意見

基本財産15億円を有効的に運用すべきである。

松山市との事業交流を図り、効率かつ有効化を検討することが望ましい。

7. (財)愛媛の森林基金

法人所在地は県庁森林整備課であり、法人事務は森林整備課の職員が兼務している。

(1) 事業実態

次の事業を行っており、各々の会計区分を設けている。

<一般会計事業>

- ①森林及び緑化に関する普及啓発
- ②森林の利用・活用の促進
- ③森林の造成整備の推進

<収益事業>

普及啓発図書出版事業は経済的理由から発行を休止し、在庫図書の販売(年間 10 万円)のみである。

出版は普及啓発が目的と考えられるため、収益事業(特別会計)とするのではなく一般会計の公益事業(調査研究)として処理するのが妥当と考えられる。

<緑の募金事業>

- ①募金活動推進事業
- ②森林整備事業
- ③緑化推進事業

「緑の募金」は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」によって、緑化推進委員会(当財団が県より指定を受けている)が行うことが認められている業務である。

この募金は、森林の整備、緑化の推進、森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力を目的に行われている。全国の都道府県で公益法人により行われており、社団法人組織が多く財団法人は全国で3分の1ほどである。

<森林適正管理事業>

- ①森林受託管理事業
- ②林地流動化事業

主たる事業内容は平成 14 年度から 10 年計画(平成 23 年度まで)で実施している民間が放置している森林の間伐事業であり、事業費の確保、工事発注、請求手続き、支払事務である。

(2) 基本財産の運用

(百万円)

	財産額	運用益	利回り	
基本財産	1,051	9	0.86%	定期7、国債1,044
5%で運用した場合		53	増加額	44

基本財産を10億円有しているが、9百万円しか運用益を獲得していない。複数の毎月配当型投資信託で運用すればリスク分散も可能であり、5%以上の配当、年間約53百万円以上を得ることができる。

19年度の県費支出は63百万円(補助金57、負担金6)であり、10億円の基金を運用して県費支出に頼らない経営を目指すのが財団法人本来の在り方である。

基本財産の運用益は事業経営の源であることを念頭に置くべきであり、財産を有効運用しないのであれば多額の基本財産は不要である。財団を解散して、緑の募金事業を社団法人として実施することも可能と考えられ、その場合、基本財産の10億円(残余財産は11億円余)は自治体の財政資金として活用できる。

(3) 決算書レビューメモ

① 財産目録(森林適正管理事業会計)

未払金は外注費であるが、年3回8月、12月、3月に森林間伐実績を集計の上、県へ一括申請し、2ヵ月後に施工業者へ支払している。期末に未払金が多額となるのは、県への申請が3月に集中しているからである。10年計画で毎年実施している事業なので効率的に工事発注と事務処理を行えば多額の未払金が発生しなくて済む筈である。

② 財務諸表に対する注記

満期保有目的債権の明細表がない。国債を1,044百万円(期限5年、10年)保有しているが、銘柄別明細の時価比較と含み損益を開示すべきである。

(4) 監査意見

① 基本財産の有効運用

基本財産 10 億円が生かされていない。財団法人としての基本財産の運用益を高めることにより、運転資金を増やして公益活動を増進すべきである。

有効運用しないのであれば、基本財産を取崩して運転資金として活用する方法あるいは組織変更も検討すべきである。

②早期発注による年度末の未収金・未払金の改善

本文に記載のとおり事務処理の遅れによるものであり、年間事業内容は予測がつくのであるから、迅速に処理すべきである。

8. (財) えひめ農林漁業担い手育成公社

(1) 基本財産と運用益

(百万円)

	財産額	運用益	利回り	
基本財産	15	0	0.00%	定期
特定資産	1,615	21	1.30%	地方債
計	1,630	21	1.30%	
5%で運用した場合		81	増加額	61

基金が多い(16億円)けれども、有効運用していないため運用益が少ない。

5%運用益(65百万円)が得られた場合との差額は44百万円であり、県費支出(19年度44百万円)の全額を賄えることになる。したがって、基金の運用を効果的に行うならば県は財政支援を行う必要がないと言える。

(2) 特定資産か基本財産か：統合時処理の妥当性

特定資産1,615百万円は外郭公益法人の統廃合(平成14年)により、解散した(財)愛媛県農林漁業後継者育成基金の基本財産12億円及び残余財産の受け入れが原資となっている。解散法人の基本財産12億円は、後継者育成基金として特定資産に計上されているが、基本財産として引き継ぐのが筋と考える。

特定資産とは、特定の目的の為に擁立した基金であり、使用目的・使用方法に関する内規を作成する必要がある。具体的な使途や運用ルールを有しない基金は遊休資産であり、公益目的事業に支出しなければならない。使用目的のない遊休資産であるならば、統廃合の時、解散法人の残余財産処分方法(寄附したこと)が誤っていたことになり、12億円を県に寄附すべきであった。

(3) 決算書レビューメモ

(正味財産増減計算書)

基本財産運用収入及び特定資産運用収入は一般資金として使うことが財産の理念であるから、指定正味財産の増減計算に計上すべきでない。

(財産目録)

①元金の明細として、P32貸借対照表の明細を要約して記載が望ましい。

財産目録

特定資産の目録		(百万円)
後継者育成基金	大阪府債	1,200
強化基金	埼玉県債	295
農業経営指導者指導基金	埼玉県債	105
	大阪府債	15
計		1,615

12億円規模の運用を特定の商品に偏って運用するのは好ましくない。

アセット・アロケーションの考えを入れて分散投資すべきである。

(4) 監査意見

①特定資産に計上されている後継者育成基金 1,200 百万円は、統廃合により解散した法人の基本財産であり、運用益が目的ならば基本財産に入れるべきであった。

②基金の必要性

基本財産と特定資産合わせて 1,615 百万円の基金がある。平成 19 年度の事業費支出からみて 16 億円の基金は多すぎると思われる。

基金の有効な運用が望ましい。

9. (財)愛媛県水産振興基金

(1) 基本財産の運用

(百万円)

	財産額	運用益	利回り	
基本財産	423	6	1.5%	定期2、国債・地方債42%
5%で運用した場合		21	増加額	15

- ①基本財産は423百万円であり、うち愛媛県の出捐金は120百万円(28%)である。
- ②運用資産は定期預金2百万円、国債212百万円、地方債139百万円、アルゼンチン債68百万円である。
- ③基本財産423百万円に対して、基本財産運用益は6.3百万円であり、その運用利回りは1.4%である。5%で運用すれば21.2百万円となり、その差は15百万円。

(2) アルゼンチン債の評価

アルゼンチン債(額面68百万円)は満期保有債権としての平成20年3月31日現在時価は11百万円で含み損57百万円と注記されている。

アルゼンチン債はデフォルト債権であり、現在売買されていない、満期(約30年後)まで保有しても額面金額が償還される保証は無いため満期保有目的債権としての機能を有していないと考えられるため備忘価額1円(*)とすべきである。

平成20年3月31日貸借対照表計上内訳は流動資産、有価証券213千円及び固定資産、基本財産68,000千円である。流動資産の有価証券213千円は全額評価損として処理すべきである。

(*)購入取扱いの証券会社より残高証明書(平成21年1月31日現在)を入手した結果、単位当たり時価1円と報告を受けた。この結果評価額は1,364,260円となり、評価損は66,849千円となる。

(3) 事業内容及び収支状況

当財団の主たる事業費は、財団法人中央漁業安全協会からの給付金でまかなわれており、管理費支出は基本財産運用収益で賄われている。基本財産収入が多額の場合は給付事業のほか自主事業も行われていたが、最近5年間は給付事業のみである。

給付事業は財団法人中央漁業安全協会からの給付金を漁業者に給付する事業であり、平成19年度の事業費は2,400千円、管理費は3,310千円であり、このままでは公益事業費率は50%未満となっており公益認定要件を満たしていない。

実施している事業は、平成 19 年度の収支計算書によると次のとおりである。

①海上交通安全事業支出	1,400 千円	
②遭難漁船遺族救済金支出	600 千円	
③海浜清掃等助成金支出	400 千円	合計 2,400 千円

(会計処理)

①②は財団法人中央漁業操業安全協会からの給付金を財団経由で支出しており、新公益法人会計基準によれば補助金収入は預り金に計上し、支出 2,400 千円のうち 2,000 千円は事業支出ではなく、預り金の増減として会計処理すべきものである。

(管理費)

財団運営のための管理費(職員人件費、会議費、出張費、賃借料、備品費など)は平成 16 年度 6,877 千円、17 年度 8,995 千円、18 年度 3,474 千円、19 年度 3,310 千円と減少傾向にあるが当法人が解散すれば不要と考えられる費用である。

管理費は基本財産の運用益で賄われており、基本財産のうち愛媛県の出捐金は 1 億 2 千万円であり、その運用益が公益事業費ではなく管理費に充当されている。

(4)組織・人事

職員は 1 名であり県OBである。平成 18 年 3 月末まで事務員がいたが退職して 1 名のみとなっている。收受した給付金を漁業関係者への支払いする業務が主体であり事務量は少ないので 1 名で足りている。

理事は 11 名、監事 3 名で全員が漁業協同組合の組合長等である。

評議員 15 名のうち 1 名(組合理事)を除いて組合長である。

人事をみて分かるように愛媛県漁業協同組合連合会(以下、県漁連という)の関係団体であり、財団を解散して県漁連が運営するのが実態に合っている。

(5)決算書レビューメモ

①収支計算書の様式

3 区分表示(事業・投資・財務活動)になっていない。旧様式である。

②「平成 19 年度収支差額処分案」を作成(P15)

公益法人には持分権がなく、剰余金概念もないのでこのような書類を作成すべきではない。

③補助金は収益としてではなく、「預り補助金」の増減として会計処理すべきである

(*)。

(*)公益法人会計基準注解(注 11)より抜粋する。

「補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。」

(6) 監査結果(指摘事項)

①アルゼンチン債の評価減

流動資産・有価証券 213 千円はアルゼンチン債の一部であり、全額評価減すべきである。また、固定資産・基本財産のうちアルゼンチン債の簿価 68,000 千円は償還可能性が極めて低い為備忘価額として 1 単位当たり 1 円とすべきである。

その結果、含み損失は 66,849 千円であり、平成 19 年度の正味財産は同額過大に計上されている。

なお、正常な債券でないため「満期保有目的の債券の内訳」の注記から除外すべきである。

(7) 監査意見

①補助金の会計処理

事業費支出 2,400 千円のうち 2,000 千円は再交付すべき補助金の預かりであり、会計上財団の収入ではなく、預り金の増減として会計処理すべきものである。

②財団法人の必要性

財団法人独自の事業は年間 400 千円(海浜清掃補助金の支給)と僅少であり、財団の必要性に乏しい。補助金の再交付事務事業は業界団体である県漁連で実施することが効率的かつ有効と考えられる。

当法人の主たる業務は特定の関係者へ給付金支給事務であり、「不特定かつ多数の利益の増進に寄与するものをいう」とされている公益目的に照らしても疑問である。

以下、今後の処理について意見並びに提案を記載する。

(事業の引き継ぎ)

交付金支給事務を県漁連など関係団体に引き受けてもらう。

当財団法人の法人登記(及び事務所)は県漁連と同一のビルであり、他県では県漁連が事務をしているところもあることから、県漁連が事務及び事業を引き継ぐことが自然と考える。

(財)愛媛県栽培漁業基金との合併について)

(財)愛媛県栽培漁業基金との統合案が県出資法人改革プランに記載されているが、栽培漁業基金は栽培漁業の推進を主たる目的とする法人であり、漁業に関連する県の出資団体としては共通点があるものの、漁業操業の安全対策と漁場環境の保全対策を目的とする水産振興基金とは目的・事業内容を異にすると考えられ、類似団体とみなすには無理があると考ええる。

なお、(財)愛媛県栽培漁業基金は基本財産を22億円余有しており、統合によりこれ以上基本財産を増やす必要性もないと考ええる。

(残余財産の処理について)

当財団が解散した場合の残余財産(平成20.3.31正味財産430百万円(*1))は類似の目的を有する法人(*2)は見当たらないようなので、愛媛県に寄附することが望ましい。

(*1)基本財産に含まれているアルゼンチン債(簿価61百万円)を評価減すれば残余財産は同額の減額となる。

(*2)寄附行為抜粋「(残余財産の処分)31条…基金と類似の目的をもつ他の法人に寄附するものとする。

10. (財)愛媛県栽培漁業基金

(1)栽培漁業事業の沿革と概要

栽培漁業はつくり育てる漁業とも言われ、農業の仕組みを漁業に取り入れたもので、水産動物の種苗(種)を人工的に生産し、これを天然の水域(畑)へ放流した上で適切な管理を行い、適正な大きさに成長したものを漁業者および一般市民が漁獲しながら(収穫)、水産動物の資源の持続的な利用を図ろうとするものである。

栽培漁業の推進体制は、国が策定した基本方針に基づき、国レベルでは「独立行政法人水産総合研究センター」が種苗生産及び放流に関する技術開発を行い、「社団法人全国豊かな海づくり推進協会」が中心となり栽培漁業の啓蒙推進、情報交換等を行っている。

また、各都道府県レベルでは国の基本方針に基づき策定した栽培漁業基本計画により栽培漁業に取り組んでおり、本県においても愛媛県栽培漁業推進基本計画のもと、「財団法人愛媛県栽培漁業基金」を中心に、愛媛県漁連、県内各漁協及び愛媛県豊かな海づくり推進協会(任意団体)が連携しながら事業を進めている。

本県の種苗放流事業は「財団法人愛媛県栽培漁業基金」が県の水産研究センターから購入した種苗を県内の各漁協に配布し、適正な大きさに育成した後に各地先に放流しており、放流効果調査については県と「財団法人愛媛県栽培漁業基金」が分担して実施している。なお、対象水産動物の放流効果を把握するための漁獲量調査は「財団法人愛媛県栽培漁業基金」が漁協に委託し行っている。

(決算概要)

栽培及び放流の資金は主として財団の基本財産(22億円)の運用益(55百万円)でまかなわれている。

事業費 36 百万円の主なものは種苗購入費 28 百万円、餌代及び中間育成委託費(漁協)5 百万円であり、管理費 14 百万円の主なものは人件費 2 名 12 百万円である。

(2)公益性について

愛媛県全域の栽培漁業推進の拠点として、栽培漁業に関連する漁業者の発展と生活安定に寄与することを目的としている。漁業の普及を通じて広く公益に資する事業と思われるが、財団設立経緯(*)からして受益者が漁業者中心であることは否めず、広く市民への事業の周知と理解を深める活動を寄附行為に盛り込むと共に公益増進を念頭に活動を行うことが望まれる。

(*)財団が設立される以前は漁協が中心となって栽培・放流を行っており、県下統一的に栽培・放流事業を推進すべく県の主導で財団法人が設立された。

(3)役員・組織について

理事 14 名(内 1 名常勤、県庁OB)、監事 3 名、常勤職員 1 名である。

職員 1 名は会計事務、庶務など事務整理を行っている。

設立時の出捐金 22 億円の内愛媛県は 665 百万円(30%) 拠出している関係から、専務理事兼事務局長は愛媛県OBが就任している。

公益法人制度改革の目的並びに経営自治を考えるならば県OBの現場関与を避け、水産・漁業団体から経営責任者(理事)を選ぶことが望ましいと考える。

(4)財団の基本財産運用について

①資金運用

(百万円)

	財産額	運用益	利回り	
基本財産	2,209	55	2.50%	定期 10、国債 2,109
特定資産	45	0.3	0.60%	定期
計	2,255	56	2.50%	
5%で運用した場合		113	増加額	57

基本財産の運用益は財団活動の源であり、努力の結果国債(期間 30 年)運用により 15 年度比 5.9 倍になったと書かれているが、前年までは定期預金に 22 億円していたことを思えば、ベターといえる。しかし、21 億円を 30 年国債のみに集中投資することは好ましくない。もし、30 年以内に 2.5%以上の長期国債が発行されれば元本割れのリスクがある。アセット・アロケーションして数種類の高配当(5%以上)の毎月配当型投資信託に運用することが望ましい。確実な運用益を得ると共に市場で現金化しやすいからである。

種苗放流事業費が年度により変動しているのは運用益の増減によるものであり、財団法人本来の公益事業のあり方を示すものと評価できる。

22 億円の基本財産を有しながら、運用益が 56 百万円とは消極的運用といわざるを得ない。5%で運用したとすれば運用益は 57 百万円増加して概ね 2 倍の稚魚を放流できることになる。

(5) 監査意見

- ・毎月配当投資信託等により資金運用して基本財産の利回りをアップさせることにより、稚魚放流事業をもっと積極的に行うことが望ましい。
- ・県OBによる経営関与を止めることが望ましい。

11. (財)愛媛県動物園協会

(1) 基金の運用

(百万円)

	財産額	運用益	利回り	
基本財産	20	0	0.20%	定期
特定資産	261	1	0.40%	定期
計	281	1	0.40%	
5%で運用した場合		14	増加額	13

資金運用により13百万円の事業資金が生まれる。

資金運用は定期では利回りが低すぎて、基金281百万円が活かされていない。

取り崩さない予定の基金はリスク分散して運用益を重視することが財団法人の基本理念である。

(2) 決算書レビューメモ

(貸借対照表)

正味財産の部の「(うち基本財産への充当額)」の金額表示が誤り。

(正味財産増減計算書)

指定正味財産増減の部は年度内損益のため表示不要である。

指定正味財産から一般正味財産への振替額の注記(p27)も不要。

(3) 監査意見

①基本財産2千万円及び特定資産2億6千万円を定期預金で運用するのは資金の無駄遣いであり、善管注意義務違反というべきである。低リスク高利回り(5%以上)と思われる毎月配当型投資信託へリスク分散して投資することが望ましい。

②県OB又は派遣職員である経営管理者は原則廃止の方針とし、派遣職員が県を退職して財団へ転籍(*)するか、又はプロパー職員の登用を考えるべきである。必要なら外部から登用してもよい。

(*)財団へ転籍した例として、(財)えひめ女性財団の女性総合センター館長がある。

③動物園の施設は永続的使命を持っており、県は県の負担において施設の長期投資計画を策定し、計画的に設備拡充を行う必要がある。その計画がなければ受託する指定管理者は安心して事業計画、修繕計画を立てられない。

④監督官庁の直轄法人として、公益法人制度改革に速やかに対処すべきである。

現執行部(常務理事、事務局の長)は公益法人制度移行が完了するまでは現職に留まることが望ましい。

12. (財)愛媛県文化振興財団

(1) 基本財産の運用

(百万円)

	財産額	運用益	利回り	
基本財産	1,517	19	1.30%	定期 41, 国債 1,476
特定資産	330	3	0.90%	定期 125, 国債 205
計	1,847	22	1.20%	
5%で運用した場合		92	増加額	70

県からの補助金 17 百万円は支給しなくて済み、自主事業資金も 53 百万円生まれる。

基本財産及び特定資産の内訳明細は次の通りである。

貸借対照表の科目	財産の種類	(百万円)
(1) 基本財産		
基本財産引当有価証券	5年県債	350
	5年国債	612
	10年国債	514
	小計	1,476
基本財産引当預金	伊予銀行定期	22
	愛媛銀行定期	10
	愛媛県信連定期	10
	小計	42
計		1,517
(2) 特定資産		
運用財産管理資産	2年国債	7
	5年国債	190
	10年県債	9
	愛媛銀行定期	54
	小計	259
退職給付引当資産	伊予銀行定期	71
計		330
(再計)	定期預金合計	166

- ①基本財産 1,517 百万円に対する運用益は 19 百万円で運用利回り 1.3%であり、5%で運用すると運用益は 76 百万円となり事業資金が 57 百万円増加する。
特定資産 330 百万円の 5%運用を加えると事業に回せる資金は 70 百万円増加する。
- ②県からの補助金は 17 百万円となっているが、基本財産を適切に管理運用すれば補助金は不要となる。

③基本財産及び特定資産のうち定期預金運用は166百万円と多額の資金を低利運用しているのはもったいない高利回りの運用益が得られるように検討する必要がある。

(2) 特定資産について

特定資産として2つの科目が計上されているが、①運用財産管理資産 259 百万円は、新公益法人会計基準においては、支出目的が特定していないため「特定資産」とは言えず「その他の固定資産」に区分表示すべきである。

これは平成13年(財)愛媛県民文化会館が解散したときに受け入れた残余財産 352 百万円の内 18 年度に 259 百万円を「特定資産」として計上したものである。

(3) 芸術文化事業について

①決算書の表示

管理意識は決算書の表示にも表れるものである。財団の事業は大きく分けて文化事業と施設管理事業である。損益計算書(正味財産増減計算書)をみると、指定管理事業費の内訳科目として芸術文化事業も科目と金額が表示されている。「指定管理事業費」と「施設管理事業費」とを区分して表示すべきである。

②事業資金

文化事業は財団の基本的使命であり、基本財産運用で述べたように財団は基本財産運用益を得ることが重要な責務であり、5%以上の運用益を獲得して文化事業の拡大に努力すべきである。その結果70百万円の自主事業資金の増加が生まれるのだからこれを活用して文化事業の企画並びに催事を活性化して地元文化の振興を図るべきである。

常務理事兼事務局長に県職OB1名が就任しているが県の関係者は元本変動リスクを強調して財産の積極運用を避ける傾向にある。

15億円の基本財産の運用益向上について常務理事の積極的関与と努力が必要であり、財団経営者の重要な責務と考える。

(4) 決算書レビューメモ

平成19年度正味財産増減計算書から経常費用を要約した。参考として、公益事業、収益事業の判断その他を監査人のメモとして記載したが、公益事業・収益事業が混在している。公益事業とその他を区分して会計すべきである。財団自主事業である芸術文化活動費が極めて少ない。

(百万円)

①本部事務局事業費の内訳		公益事業
イ 文化活動活性化支援	4	
ロ 国際俳句賞	0.2	
ハ 文化広報事業	0.3	
ニ 機関紙刊行	4	内容から公益
ホ えひめブックス刊行	0.4	内容から公益
ヘ 地域文化伝承補助金	17	
ト えひめ文化図書賞	0.2	
合計	27	
②指定管理事業費の内訳		ハ以外は収益
イ 人件費	71	
ロ 業務費	298	うち委託料177、需用費92(注)
ハ 芸術文化事業費	15	うち委託料10
合計	384	
③管理費の内訳		
イ 人件費	27	
ロ 事務費	24	うちレストラン・別館賃借料15
合計	51	

(注) 委託費、需用費：支出内容を示す科目にしないと、公益か収益か判らない。

(5) 監査意見

- 1) 基本財産は財団経営が続く限り取り崩さない財産であるため、リスク分散にも留意して利回り最大を目指して運用すべきである。
- 2) 特定資産として計上されている「運用財産管理資産」2億6千万円は特定資産に該当しない。
事業計画を策定して使用目的を有する資産とするか、使用目的が特定されないならば「その他の固定資産」へ計上すべきである。
- 3) 芸術文化事業をもっと推進すべきである。本来の公益目的事業が少なすぎる。基本財産を有効に運用して活動資金を生み出し、県民のために文化振興事業を企画・推進すべきである。
- 4) 監督官庁直営の公益法人として、率先垂範して、公益法人制度改革に取り組むべきである。ただし、施設の管理業務が公益事業に該当しない場合は、公益事業比率が低いと考えられるためこのままでは公益性の認定は困難と想定される。公益法人制度移行を前提として事業内容を早急に検討する必要がある。

13. (財) 愛媛県埋蔵文化財調査センター

(1) 現状認識

当財団は、国土交通省・愛媛県等からの委託を受け、開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を行っている。発掘調査はじめ財団運営に要する経費(人件費など)は、各事業者からの委託料で賄っている。

なお、現在、国交省事業については、平成19年度までの当財団と国交省との直接契約を見直し、愛媛県と国交省との契約に改める方向に進んでいる。

委託事業者側の厳しい財政状況により当財団の受託事業量は減少傾向が見込まれるため、受託事業量に応じた組織体制のスリム化や財団運営全般のコスト縮減に取り組むとともに、従来の受託事業の範囲や積算方式を見直すこと(人件費等の平均化)によって、事業全体をより適正かつ円滑に運営できよう改善する必要がある。

以上は、現状及び課題についての財団の説明文書から引用したものである。

(2) 組織運営と人事

役職員		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
役員		8	8	9	9
常勤役員		1	1	1	1
	県OB	1	1	1	1
	非常勤役員	7	7	8	8
	県職員	2	2	2	1
	その他	5	5	6	7
職員		46	43	32	30
正規職員		31	28	25	23
	プロパー	12	12	11	11
	県職員(派遣)	18	15	14	12
	県OB	1	1	0	0
臨時職員		15	15	7	7
	嘱託	11	9	5	6
	その他	4	6	2	1

(注)①事務管理は県OB(常勤理事)と県職員(派遣)が行っている。

②発掘調査は主としてプロパー職員が行っているが、県職員(派遣)も加わっている。

(3) 累積剰余金について

基本財産はきわめて少なく(5百万円)、すべての経費は発掘調査の受託収入で賄われており、当財団は財政的に恵まれている。

最近は受注が減少傾向にあるものの、正味財産額は174百万円であり、県の出捐金5百万円を控除しても169百万円の累積剰余金がある。これは収益事業として法人税を支払った残金である。

剰余金169百万円は基本財産(会社では資本金に相当)5百万円の小さな公益法人にしては大きい。これが皮肉にも公益認定上の問題点となる。公益法人の理念として収支相償の原則があり、利益が出た場合は公益事業に支出するか、事業収入の対価を減らすなど対策を講じる必要がある。

(4) 会計事務の効率化が必要

会計事務は公益法人会計ソフトを使っているが、同時にEXCELを使って手作業で取引の入力と科目の集計作業を行っている。手作業は効率性が悪く会計ソフトとの2重処理は人件費の無駄を生じている。原因は会計ソフトの初期導入作業が不完全で入力作業を習熟していないためと考えられる。しかも給与が高額と見られる県派遣職員2名が行っている。

事務手続きが県の事務処理に準じているため、簡単な支払いでも見積書、請求書及び決裁書類が必要で、権限委譲していないため承認印が多い。県に準ずる規程を改定して、事務処理を簡単、迅速にすべきである。

(5) 決算書レビューメモ

なお、文中のP(頁)は平成19年度事業報告書及び決算書の頁を示す

1) 収支計算書

①2種類(P18とP23)作成しているが1つでよい。

様式はP23(新様式)が良いが大科目表示になっているので、P18の様に中科目で表示すべきである。

②P23の固定資産取得支出7,392,511円は誤りである。

貸借対照表の増減額から判断するとP19の退職給付引当資産取得支出6,991,432円が正しい。

③需用費、役務費、委託料の科目は支払い内容が分かる科目で表示すべきである。

これら3科目は県庁会計の用語であるが内容が分からない。

2) 正味財産増減計算書P22

① 誤りの科目が表示されている。

次の科目は収支計算書の科目であり、損益計算書である正味財産増減計算書には計上されないものである。

- ②退職給与引当預金取崩額
- ③退職給与引当預金繰入額
- ④退職給付引当金繰入額が計上されていない。

経常費用の事業費に6,992,432円計上すべきである。

- ⑤当期経常増減額の誤り

7,392,511円(誤りの表示)は401,079円となる。

②の未計上により、経常損益は6,992,432円多く表示されている。

- ⑥正味財産期末残高の数字が貸借対照表と不一致である。

3) 貸借対照表

- ①流動資産の中科目に当期収支差額 401,079円が表示されているが、これはいかなる財産であろうか? 明らかな誤りである。財産目録も同様である。

- ②指定正味財産と一般正味財産の金額区分がされていない。

基本財産5,000,000円は指定正味財産として表示すべきである。

4) 注記事項の不備

- ①「財務諸表に対する注記」が作成されていない。

- ②収支計算書に対する注記でも最も重要な繰越収支差額の内訳が表示されていない。

5) 財産目録 P24

- ①基本財産と特定資産の区分がなく、基本財産の目録を特定資産の目録として表示している。

- ②未収金148,108千円及び未払金51,221千円の目録(内訳)を要約して財産目録に表示すべきである。科目と金額のみでは財産目録といえない。

(6) 監査意見

- ①会計ソフトを使えこなせるよう努力し、事務の効率化を図るべきである。

- ②県の事務手続きに準じた支払い決裁手続きを中止し、民間会社同様に権限委譲を考て簡略化すべきである。

14. (財)愛媛県スポーツ振興事業団

2つの施設の指定管理者となっている。

- ①県総合運動公園体育施設
- ②県武道館

法人の名称はスポーツ振興事業団であるが、実体は施設管理事業の団体である。

(1)財産の運用

	財産額	運用益	利回り	(百万円)
基本財産	750	10	1.30%	定期 72, 愛媛県債 574, 国債 104
特定資産	56	0	0.40%	定期 56
計	806	10	1.30%	
6%で運用した場合		48	増加額	38

仮に6%運用すれば38百万円の運用益が増加するので事業運営が相当楽になる。

愛媛県派遣職員の平成19年度の人件費補助金39百万円は財政援助しなくても済むことになる。

(財産目録)

財産目録は財産の内容を表示する表であるが、財産内容が表示されていない。

一例として、次のように内訳を表示することが望ましい。

貸借対照表の科目	財産の種類	(千円)
(1)基本財産		平成 20.3.31
投資有価証券	愛媛県債	574,000
	利付国債	83,389
	小計	657,389
定期預金	伊予銀行	71,814
普通預金	伊予銀行	21,000
基本財産 計		750,203
(2)特定資産		
退職給付引当預金	定期預金・伊予銀行	54,724
巡回指導者購入積立預金	定期預金・伊予銀行	1,571
特定資産 計		56,295

普通・定期預金合計(再計) 149,109

(注) 普通預金21百万円は国債償還に伴う一時的なものであった。

定期預金128百万円は金額も大きく低利回りの運用は好ましくない。貴重な財源であるから運用益の最大化を念頭に運用すべきである。

(2)新公益法人制度への移行問題

下記表の実態が示しているように施設管理業務の費用が全事業費の98%を占めており、施設管理の請負業が公益事業として認定されなければ新公益法人制度のもとで公益財団法人の認定がきわめて困難と考えられる。

事業費の内訳と推移

(百万円)

主要事業名	事業費				平成19年事業割合
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	
県総合運動公園体育施設管理	162	170	211	221	52.5%
市坪体育施設管理運営事業	233	230	188	189	44.8%
森林公園管理	23	24	0	0	0.0%
運動公園事業			5	6	1.4%
武道館事業			4	4	0.9%
えひめ広域スポーツセンター事業	5	3	2	1	0.3%
スポーツ活動普及事業			0	0	0.1%
一般事業	4	7		0	0.0%
体力づくり運動推進事業	1			0	0.0%
合計 A	429	433	410	422	100.0%

県の財政的関与	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	割合
管理委託料	378	360	345	350	90.0%
助成金	91	94	37	39	10.0%
支出額 合計 B	468	454	382	389	

差引き(自主財源) B-A	39	21	-28	-33
---------------	----	----	-----	-----

(注)助成金は派遣職員の人件費である。6名引き揚げて平成18年から5名である。

管理委託料は平成17年までは業務委託料、平成18年からは指定管理者委託料である。

(公益事業認定について)

法人の主たる目的は各種スポーツの普及振興であるが、殆ど事業を実施していない。

新公益法人制度のもとで公益認定を受けるためには公益事業比率を50%以上にす
る必要があるが同一法人で施設管理業務を行う前提では現実的には無理と考えるべ
きであろう。対応方法は次の二つであると考えられる。

一案：一般財団法人として事業を継続する方法

この場合、移行時の正味財産(19年度末830百万円)は公益財産として、公益
事業支出計画を作成して実行しなければならない。手っ取り早い支出としては
県等自治体へ寄附することが考えられる。

二案：施設管理事業を分離して一般財団法人を設立する方法

この場合、分離された新しい法人へ現在内定している施設管理業務(平成21
年度から5年間)を継続委託できるかどうか懸案事項となる。

なお、残された財団法人の事業規模からみて基本財産750百万円は過大と考
えられるので自治体へ寄附することにより財政規模を縮小することが望ましい。

スポーツ振興事業を行う類似団体として財団法人愛媛県体育協会があり、当財団
よりも公益事業規模も大きく広く県民に認知された団体である。県の関係団体とし
て類似の目的を持つ公益法人が二つある必要性はなく、当法人が行っている公益事
業を体育協会へ委託することもできる。

(3) 人的関与の見直し

役員数及び推移は次のとおりである。

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
役員	19	19	19	18
常勤役員	2	1	1	1
県OB	2	1	1	1
非常勤役員	17	18	18	17
県職員	1	0	0	0
その他	16	18	18	17
職員	37	36	31	32
正規職員	28	27	19	19
プロパー	13	12	12	12
県職員(派遣)	11	11	5	5
県OB	4	4	2	2
臨時職員	9	9	12	13
派遣・嘱託	4	4	6	0
その他	5	5	6	13

- ・平成16年度に、役員に占める県職員数を3名から1名に減員した。
- ・理事長については教育長から民間人に交代した。

- ・平成17年度に文化スポーツ部長が理事を辞任した。
- ・県の関係者は常勤役員(事務局長と館長兼務)として県OBが1名、プロパー職員として県OBが1名、県職員(派遣)5名であり、県OB2名はいずれも管理職(事務局長(館長兼務)及び園長)である。
- ・指定管理者制度の趣旨を踏まえた措置として18年度に派遣職員11名のうち6名を引き上げた。

(派遣職員5名の職務及び事業について)

引揚げなかった派遣職員5名は生涯学習の一環として県民のスポーツ振興のために県教育委員会事務局から体育教員が任命されている。5名の派遣職員はスポーツ振興のための指導員として財団の施設管理とは異なる性質の事業を行っており「愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課」の出先機関とみるべきものである。

(4) 監査意見

①財団業務の明確化公益法人制度の移行

財団の主たる事業は2か所のスポーツ施設の指定管理業務であり、施設の効率的な管理と利用率向上に特化して経営に専念すべきである。

派遣職員5名を除き、組織・人事的には財団の独立民営化が進んでいると評価できるが、県からの財政支援はないものと思い、独立志向でガバナンスの強化が必要である。

スポーツ普及事業など公益事業は僅かでありスポーツ施設の管理運営事業を目的とする一般財団法人への移行を前提として公益法人移行対策を講ずる必要がある。

県民のためのスポーツ振興事業は類似業務を行う財団法人愛媛県体育協会へ委託することが望ましい。それにより各々の財団法人の事業目的が明瞭となり効率的に事業をおこなえる。

②派遣職員(教員)の業務

派遣職員が行う事業は施設の指定管理業務とは異質のものであり、スポーツ振興の普及員としての事業実態からみて県教育委員会事務局の出先機関として組織化すべきと判断する。

なお、5名の派遣先が県体育協会である場合は専門性とスポーツ振興という事業目的に照らして合理的と考えられる。

③基本財産の活用

施設管理業務は県からの委託料により賄われるため基本財産 750 百万円は過大と考えられる。

基本財産の一部を退職引当預金、施設改修引当資産、修繕引当資産など特定資産へ振替えるとともに、不必要な資金は県へ寄附して県財政に有効活用することが望ましい。

15. (財)愛媛県暴力追放推進センター

(1)資金の運用

(百万円)

	財産額	運用益	利回り	
基本財産	600	9	1.50%	国債400、地方債199
特定資産	57	0	0.20%	定期40、普通17
計	657	9	1.40%	
5%で運用した場合		33	増加額	24

(特定資産)

特定資産のうち、運用資産積立預金 55 百万円は用途が特定されていない預金であり、特定資産には該当しない。その他の固定資産に表示すべきものである。

根本的な問題は基本財産運用益が少なく、委託料も少ないために、事業費の資金が少ないことである。その結果本当はもっと活動の幅を広げたいのに公益事業を拡大できない。

基本財産が6億円あるのだから、少なくとも5%利回り重視でその運用を考えて3,000万円の事業資金を作ればよいと考える。

(2)組織・人事

当財団法人は陣容も少ない中で社会的役割を果たしていると思われる。事業を拡大するには相談員の充実が必要であり、余剰資金及び資産運用益を陣容拡充に使用するのが適切と考えられる。

なお、警察OBがその職にあたっているが、このような事業には警察OBの経験ある人材が欠かせないと考えられ、他の公益法人のOB就職とは一線を画して理解するのが至当と考える。

(3)監査意見

基本財産を有効運用して、事業資金を生む努力をすべきであり、その資金により相談員を増員することが望ましい。専門職であり、OB再就職は必要と認められる。

16. (財)えひめ地域政策研究センター

(1) 基本財産の寄附者及び出捐金(寄附者)について

(財)えひめ地域政策研究センターは(財)愛媛県社会経済研究財団 70 百万円(うち、県出捐 20 百万円)及び(財)愛媛県まちづくり総合センター510 百万円(うち、県出捐 250 百万円)が解散して両法人の財産及び事業を引き継ぐために平成 12 年 4 月 1 日に設立された。

したがって、二つの解散した法人の統合によりできた新しい財団の基本財産 580 百万円のうち 270 百万円(出資割合 47%)は愛媛県の寄附金を財源としているということができる。

県は同法人を出資法人から除外し、愛媛県出資法人改革プランの対象に含めていないが、47%の出資法人と認識して改革プランに含めるべきである。

業務委託並びに人事(常勤理事、職員)からみても県の直営事業に近い関与実態が認められ、県の出捐団体から除外することは実態に反するものである。

(指定正味財産と基本財産との関係について)

平成 16 年改正の公益法人会計基準では正味財産の部において指定正味財産と一般正味財産を区分表示すべきものとされた。

基本財産のうち寄附を財源とする金額は指定正味財産であり(*)、解散した財団から引継いだ基本財産の財源は指定正味財産によるものとして表示すべきであるが、新法人の指定正味財産はゼロと表示されており誤りである。貸借対照表・正味財産の部の表示は「指定正味財産 580,000,000 円(うち基本財産充当額 580,000,000 円)」と表示すべきである。

(*) 3 参考資料⑩「指定正味財産と基本財産・特定資産との関係について(日本公認会計士協会)」

参照

(2) 資金運用

	財産額	運用益	利回り	(百万円)
基本財産	580	10	1.60%	国債 103、地方債 477
特定資産	39	0	0.30%	定期 39
計	619	10	1.60%	
6%で運用した場合		37	増加額	27

基本財産を6%で運用すれば運用益は27百万円増加し、愛媛県派遣職員の平成19年度の人件費補助金28百万円は財政援助しなくても済む。

これまでのように不足する運営資金を県の財政支出に依存するならば、基本財産の580百万円は過大といわざるを得ない。

財団法人の基礎である財産運用意識を高めて県の財政支出を少なくすることが肝要である。

(3) 財務諸表に対する注記

『6. 満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益』において、帳簿価額と時価が同額表示されている。同額はあり得ないので時価及び含み評価損益を開示すべき。

(4) 公益法人のあり方

(事業の公益性)

当財団は、「県民の知恵を活用するため、民間スタッフ主体の地域政策研究所(仮称)を新設します」という現知事の公約に基づき作られた財団である。

しかしながら、民間スタッフといえるプロパー職員はおらず、執行部は企画情報部、総務部からの派遣職員が運営している県主体の事業団体と見るべきである。

本来、地域の政策は地元の自治体が研究・実施すべきことでもあり、財団の主要な事業である調査研究の受注業務も民間事業者との競争で減少傾向にある(*1)。

公益法人制度改革の観点から、シンクタンク事業は民間会社でも行っている収益事業であり、公益財団法人の認定が受けられるかどうか課題である。

県派遣の専務理事からは活力ある地域づくりを行うためにも、行政・各種民間団体からのスタッフにより、

○愛媛県の実情や課題に対応した調査研究や政策提言及びそれらの成果の普及啓発

○まちづくりに関わる人材の育成や情報収集・提供、まちづくり活動の支援などの事業継続が必要と聞いている。

事業目的の見直しを行い民間会社との目的の違いを明確にすることが必要と考えられる。

(組織体制)

また、新公益法人は事業の継続性とガバナンス(経営自治)が求められており、これまでには主要職員が県等の自治体出身者であり3年任期で交代する現行体制には問題があり、民間人中心の組織に変えてゆく必要がある。組織体制を変えることにより自治体は財団法人と対等の関係になり自立した法人となり得ると考える。専務理事や事務局長といった経営幹部は民間人を充てるのが望ましい。また、会計事務は県の事務要領に準じているため非効率と判断するが、民間同様に効率的な決裁手続きと事務処理を採用すべきである。

(財団解散の選択肢)

なお、他県では財政難と事業の見直しにより地方自治体の政策形成支援に取り組む財団を廃止(*2)する動きも見られる。

財団を解散して行政として実施すべき事業の体制を考え直すことも一つの方向性と考えられる。解散すれば残余財産645百万円は県などへ寄附することにより自治体の財政資金として有効活用することもできる。シンクタンク事業は民間委託も可能だろうし、まちづくり活動はNPO団体と協働するなど形を変えて取り組むことも可能と考えられる。他の財団法人のようにプロパー職員はいないので退職に伴う人事問題はないと考えられる。

(*1)

事業収入の推移(百万円)

平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
44	37	35	18	11

(*2) (財)とくしま地域政策研究所、シンクタンクふくしま等において解散や組織再編が行われている。

17. (社)愛媛県観光協会・(社)愛媛県物産協会

(1) 事業内容及び県との関係

1) (社)愛媛県観光協会

事業活動収入は76百万円で、うち県費補助金等収入は59百万円(全収入の77%)であり、補助金収入が事業運営を左右している。県の出捐金はゼロであるが当法人に対する県の財政的影響力は大きいため外郭公益法人であるとみなして監査対象に含めた。県費補助金のうち人件費補助金は平成19年度 24百万円で、前年度 28百万円より減額された。

社団法人は本来会費で運営すべきものであるが、会費収入は12百万円にすぎない。

県からの人件費補助24百万円がなければ同額の赤字である。

観光事業費は28百万円で、県OBと派遣職員を除けば常勤職員は2名しかいない。

2) (社)愛媛県物産協会

県の出捐金はゼロであるが、(社)愛媛県観光協会と共同で指定管理者の委託を受けているため監査対象に加えた。

①2名の県OBが関与しており、役職は専務理事と事務局長である。県の人件費補助はない。

②県からの受託収入として、『愛媛県物産観光センター』の指定管理収入6.5百万円(愛媛県観光協会とのコンソーシアムによる受注)及び大阪における物産幹旋委託料収入2.9百万円がある。

3) 両法人の財務内容

①両社合わせて正味財産は22百万円であり、県の補助金、委託費収入が財源である。

②観光協会の収入の大半は県からの補助金・委託費であり、自主事業の財源に乏しい。

③物産協会事業収入は平成9年度(150百万円)をピークとして毎年減少傾向にあり、平成19年度の事業収入は81百万円である。

結局のところ、県からの財政援助がなければ二つの社団法人は赤字であり、今後も県の補助がなければ経営が立ち行かない。幹部人事(県OB又は派遣職員)及び財政並びに事業内容から見て実質的に県の影響が強い法人といえる。

会費値上げしない限り財政的基礎に問題がある。

(2) 愛媛県物産観光センターの指定管理

①(社)愛媛県観光協会は(社)愛媛県物産協会とコンソーシアムを組んで「愛媛県物産観光センター」の指定管理業者として施設の管理を行っている。一つの法人で請負った方が効率的と考えられる。

②物産展示ゾーンは(社)愛媛県物産協会が運営する県内商品の販売店舗(アンテナショップ)(*)である。県は、物産協会に対して指定管理料として5.7百万円支払っており、主として光熱費と修繕費相当である。店舗であれば使用料を請求し、光熱費等は使用者が負担すべきところであるが、県が設置した展示場であるために使用料がゼロで、かつ、光熱費等を県が負担する結果となっている。

物産展示ゾーン奥の産業紹介ゾーンは利用者も少ないところであり、必要性が感じられない。

物産展示ゾーンは物産協会に無償で賃貸すると共に、観光情報ゾーン及び産業紹介ゾーンを休止すれば、施設指定管理をやめることができる。場所を提供するだけでも十分に物産振興の役に立っており、管理料まで支払う必要はない。指定管理をやめることにより、年間20百万円、10年間で2億円の経費を節約できる。

(*)観光物産センターのウェブサイトでは「平成8年3月松山市に、県有施設として、文化と産業の国際交流拠点「アイテムえひめ」がオープンし、(社)愛媛県物産協会では、その中の「物産観光センター」を運営しておりますが、自然の恵みと伝統の技が磨いた、愛媛の特産品を豊富に取り揃えており、皆様方にはご満足いただけるものと思っております。」とある。物産センターの施設管理は主として(社)愛媛県観光協会が行っている(県からの指定管理委託費は観光協会が15.7百万円、物産協会が6.5百万円合計22.2百万円)が観光協会の名前は出てこず、(社)愛媛県物産協会が運営していることを主張している。

(3) 監査意見

①愛媛県物産観光センターの物産展示ゾーンは、(社)愛媛県物産協会の物産展示兼店舗であり、物産振興の意味で同社団法人へ無償貸与並びに施設管理委託の中止を検討する。

②愛媛県物産観光センターのうち物産展示ゾーン以外の施設はアイテムえひめ開業時(平成7年度)の所期の目的を達成したと考えられ、センターを廃止して賃貸施設として有効利用する。

③観光と物産は行政施策上切り離せないものであり、2つの社団法人は経営効率の観点から合併することが望ましい。他県では、観光物産協会を一つにした法人もいくつか見られる。

④決算書レビューメモ

物産協会の決算書は公益法人会計基準(平成16年版)に全く準じておらず、県は基本事項を指導すべきである。

第3 資料編

1. 法人調査資料

監査人が必要に応じて調査した資料であり、各法人の協力を得た。

資料名	内容
①法人別 担当部課及び設立年月一覧表	担当部課、法人名、指定管理の施設、設立年月日
②県関係役職員の給与調	県出身OB及び県派遣職員の人的、人件費、県の補助額
③出資法人の経営状況一覧	基本財産、収支・財産の状況
④公益法人三役調査表	理事長、専務・常務理事、事務局長(出納員)の主な職業
⑤公益法人会計基準の準拠性	H16年度に公益法人会計基準により、基本事項のチェック結果
⑥統廃合財団の基本財産の経緯	統廃合時の残余財産の処分と基本財産の処理
⑦外郭財団法人、指定管理、統廃合一覧	外郭財団法人の一覧と指定管理施設、統廃合の内容
⑧基本財産・特定資産と運用実績	総額203億円の基金があり運用益は2.5億円、1.2%運用利回りであるが、5%で運用す得れば運用益は10億円見込みとなる。
⑨退職金試算一覧	5年後、10年後の自己都合要支給額を試算。5年後1億円を超える財団が4法人ある。
⑩公益法人立入検査状況	指導監督基準による検査の実施状況を示した。
⑪公益法人担当課・従事時間集計	年間従事時間数、人役換算、年間人件費概算を出した。
⑫補助金委託費調査	監査対象18法人の基本財産、補助金、委託費を一覧表にした。

2. 法人の概要及び財務データ

次の公表資料をベースに監査人が必要データを選択して法人の概要を理解するための資料にした。

(1) 法人の概要

県ホームページにある県出資法人の概要(*)より抜粋した。

(*)<http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/hojingaiyo.htm>

(2) 財務関係指標

県出資法人改革計画よりデータを抜粋(平成16～平成19末)

(3) 財務データ(財産目録・収支計算書)

各法人の公表決算書をベースにして監査人が要約した。

最近2会計年度及び3年ごとに設立時まで遡り、推移表にした。

法人名	法人の概要	財務関係指標	財務データ
①(財)愛媛県廃棄物処理センター	○	○	○
②(財)えひめ女性財団	○	○	○
③(財)伊方原子力広報センター	○	○	○
④(財)えひめ産業振興財団	○	○	○
⑤(財)松山観光コンベンション協会	○	○	○
⑥(財)愛媛県国際交流協会	○	○	○
⑦(財)愛媛の森林基金	○	○	○
⑧(財)えひめ農林漁業担い手育成公社	○	○	○
⑨(財)愛媛県水産振興基金	○	○	○
⑩(財)愛媛県栽培漁業基金	○	○	○
⑪(財)愛媛県動物園協会	○	○	○
⑫(財)愛媛県文化振興財団	○	○	○
⑬(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター	○	○	○
⑭(財)愛媛県スポーツ振興事業団	○	○	○
⑮(財)愛媛県暴力追放推進センター	○	○	○
⑯(財)えひめ地域政策研究センター	○	○	○
⑰(社)愛媛県観光協会	○	○	○
⑱(社)愛媛県物産協会	○	○	○

3. 参考資料

監査報告書の意見をサポートする参考資料である。

- ①愛媛県出資法人改革プラン(概要版)
- ②県出資法人のページ
- ③これまでの県出資法人の見直しに関する取組
- ④公益法人の設立許可及び指導監督基準
- ⑤公益法人の指導監督体制の充実等について
- ⑥公益法人の効率的・自律的な事業運営研究会報告書
- ⑦資産運用とその管理体制に関するアンケート調査
- ⑧基本財産及び長期資金の運用基準(試案)
- ⑨公益法人の「資産運用規程」は何が問題か
- ⑩指定正味財産と基本財産・特定資産の関係等について
- ⑪寄附行為の抜粋
- ⑫(財)愛媛県文化振興財団の役員及び職員の給与等に関する規程
- ⑬財団の会計規程の抜粋
- ⑭毎月分配型投資信託
- ⑮毎月分配型投資信託の最近データ(購入検討資料)
- ⑯神戸市外郭の人件費 二審も「補助金支出は違法」